主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人は控訴人に対し大阪市 a 区 b c 丁目 d 番地の四宅地六一坪四合五勺につきなされた大阪法務局 e 出張所昭和三五年二月五日受付第二四三六号所有権移転請求権保全仮登記および同出張所昭和三五年八月一二日受付第二二七四五号所有権移転登記の各抹消登記手続をせよ。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文第一項同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実の主張、証拠の提出、援用、認否は、次に記載するほかは、原 判決事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

一、 控訴人の主張

本件宅地の昭和三五年一月当時の市価は二〇〇万円以上、同年八月当時の市価は三〇〇万円位であった。したがつて、仮に、被控訴人主張の代物弁済予約ならびに代物弁済契約成立の事実ありとしても、右契約は市価よりはるかに低い額の債務の弁済に代え本件宅地の所有権を取得することを内容とするものであるからそのこと自体公序艮俗に反し無効である。右契約か平穏かつ公然に行なわれたとの点は争わない。

二、被控訴人の主張

(1)、 本件宅地の代物弁済予約は昭和三五年一月末日控訴人の代理人訴外A、同Bと被控訴人の代理人Cとの間に締結せられたものである。

(2)、 右予約は、訴外旭アシツド工業株式会社(以下単に訴外会社という) か被控訴人に対し、手形割引きにより現在および将来負担すべき債務全部につき控訴人か個人保証をなし、右手形債務の不履行の場合に本件宅地を代物弁済として提供することを内容とするものである。

(3)、右予約を原因として昭和三五年二月五日本件宅地につき仮登記を経由したか、その当時既に被控訴人は右訴外会社に対し、金一、七一五、〇〇〇円の債権を有していた。

(4)、昭和三五年八月一〇日頃被控訴人の代理人Cは控訴人の代理人A、同日に対し、前記訴外会社振出しにかかる既に履行期の到来した手形債務一七〇万円とその利息の弁済に代え本件宅地の所有権を取得する旨代物弁済予約完結の意思表示をなした。のみならず、その際右当事者双方の代理人間に右の内容の代物弁済の合意が成立した。

(5)、 かりに、訴外A、Bが本件代物弁済予約締結、予約完結の意思表示の受領、あるいは代物弁済の合意について控訴人を代理してこれをなす権限を有していなかつたとしても、右は権限踰越行為というべきところ、被控訴人の代理人の権限ありと信ずべき正当理由を有していた。すなわち、右訴外人等は被き控訴人が個人保証をなし、控訴人所有の本件宅地を担保に供する権限を有していたのである。そして訴外Aは、控訴人と同じく訴外会社の代表取締役であり、控訴人ある。そして訴外Aは、控訴人と同じく訴外会社の代表取締役であり、控訴人よの本件宅地の権利証、控訴人名義の委任状、同人の印鑑証明書を託されていたほか、控訴人の印を押捺した本件宅地についての代物弁済に関する承諾書(乙第四号訴人を所持していた。被控訴人の代理人Cはこれらの事由により訴外A同Bに控訴人を代理して本件代物弁済の予約ないし代物弁済の合意をなす権限ありと信じたし、そう信ずるについて過失はなかつたというべきである。

三、 被控訴人の右主張に対する控訴人の答弁

被控訴人主張の右二(1)、(2)の各事実は否認する。同(3)の事実中、本件宅地につき被控訴人主張の仮登記の存する事実は認めるか、その余は不知、同(4)の事実は否認する。同(5)の事実中、控訴人が被控訴人の代理人Cに対し、訴外会社の手形債務五五万円について個人保証をなし、担保として本件宅地の権利証、白紙委任状、印鑑証明書を交付した事実は認めるが、その余は否認する。

一、 控訴人が本件宅地を訴外Dより買い受け、その所有権を取得したこと、右 土地につき被控訴人のため、大阪法務局 e 出張所昭和三五年二月五日受付第二四三 六号をもつて、同年一月三〇日代物弁済予約を原因とする所有権移転請求権保全の 仮登記および同出張所昭和三五年八月一二日受付第二二七四五号をもつて、同年八 月一〇日代物弁済を原因とする所有権移転登記がなされていることは当事者間に争 いがない。

控訴人は右各登記はいずれも控訴人の意思によらない無効の登記原因に基づくも のであると主張するので考察する。

二、 仮登記の原因について、

そこで次に被控訴人主張の表見代理について判断を進める。

訴外会社が被控訴人の代理人Cから、右訴外会社振出しの額面五五万円の手形により金融を受けるに際し、個人保証をなすことを承諾し、右Cに対しその担保とし て本件土地の権利証を預け、白紙委任状に署名して交付したことは控訴人の自陳す るところである。そして原審における証人Aの証言および控訴本人の供述による と、控訴人は被控訴人ならびにCと会つたことなく、右額面五五万円の訴外会社振出しの手形の割引手続き及び控訴人の保証債務締結手続きは同会社の代表取締役で あるAがしたのであり、右本件土地の権利証白紙委任状は控訴人がAを介して被控 訴人の代理人Cに交付したものであること、控訴人はそのほか同人の印鑑証明書を もその際同じくAを介しCに交付した事実が認められる。以上の事実によれば、A は、訴外会社が被控訴人より前記五五万円の手形により融資を受けるにあたり控訴 人がその個人保証をなし、訴外会社の右手形債務を担保するため本件宅地に少なく とも被控訴人を権利者として抵当権を設定することについては、控訴人を代理する 権限を有していたと認むべきである。右の事実と成立に争いない甲第七号証の一、同第八号証、原審における証人Cの証言により真正に成立したものと認める同第三号証、原審における証人A、同Cの各証言、原審における被控訴本人の供述ならびに前顕乙第四号証中真正に成立したと認められる部分および同号証中控訴人名下に物語人が自己の記される。 控訴人が自己の印であることを認める印が押捺してある事実、成立に争いない乙第 五号証などを総合すると、次の事実が認められる。「訴外会社はAの前任者Eがそ の代表取締役をしていた当時からCを介し、被控訴人に訴外会社振出しの手形の割 引きを依頼し、その融資を受けていた。控訴人は昭和三四年―一月三〇日訴外会社 の取締役に就任し、次でAとともに昭和三四年一一月三〇日訴外会社の代表取締役に就任し、昭和三六年六月三〇日に代表取締役のみ辞任した。控訴人が代表取締役 に就任してから訴外Aの訴外会社のためにする融資の申込みが増額したので、被控 訴人は担保を要求したところ、訴外会社の代表取締役である控訴人およびAならび に訴外会社の取締役Bほか一名がともども連帯保証をなし、かつAは控訴人の代理 人として、物的担保として控訴人所有の本件宅地につき代物弁済の予約をなす旨申 し入れ、その関係書類として、控訴人名義の前記権利証、印鑑証明書、委任状(甲第七号証の一、ただし本件物件の表示のみ記入、その余の事項は白紙のもの)のほか、前記承諾書(乙第四号証)を被控訴人に差し入れた。訴外Aは被控訴人から額面五五万円の訴外会社振出しの約束手形の割引きを受けるにあたり従来の訴外会社 の債務とともに担保の差入れを求められたのであるが、その事実を控訴人に秘し、 控訴人に対しては金五五万円の融資に関してのみ使用するかのごとくに申し置き、 被控訴人の代理人Cに対しては完全な代理権を有する旨を表示し、かつ、そのよう に行動した。前記のごとく訴外Cは訴外Aと従来から交渉取引があり、控訴人の印を要求するとすぐこれに応じたので訴外Cとしては、Aになんら疑いを持たずこれ を信用した。」以上の事実が認められる。右各認定を左右する証拠はない。

そうだとすれば、本件代物弁済予約は被控訴人の代理人CとAとの間に締結せられたのであり、その際Aは右予約を控訴人の代理人としてなしたのであるが、それは控訴人より与えられた代理権の範囲を越えるものであつた。しかしながら、CはAが本件代物弁済予約の締結について控訴人を代理する権限を有することを信じ、かつ、そのように信ずるにつき正当な事由があつたと認めることができる。

次に控訴人は、「本件物件は右予約当時(昭和三五年一月当時)市価少なくとも二〇〇万円の価値を有していたから、五五万円の手形債務につきその代物弁済の予約をなすのは、それ自体暴利行為で公序良俗に反し無効である」旨主張する。し、右予約は五五万円の手形債務についてのみなされたものでなく、予約時現在らびに将来牛ずべき訴外会社の手形債務につきなされたものであり、しかも、右予約当時訴外会社の手形債務が既に百二、三十万円に達していたことは前記C、被控訴本人の各供述により認められるので、本件宅地の市価が、たとえ予約当時控訴人主張のとおりであつたとしても、右予約が平穏公然になされたものであることにであいうだけで、直ちに、予約を暴利行為で公序良俗に反するものもしくは権利の乱用であつて無効であると認めることはできない。

そうすると、本件代物弁済の予約は有効になされたものであり、したがつて本件 仮登記も実体的権利関係に合致する適法なものと認むべきである。

三、所有権取得登記の原因について

前顕甲第八号証と原審における証人で、被控訴本人の各供述を総合すると、昭和三五年四月頃訴外会社の既に期限の到来した手形未払い債務額が約一七その余万円に達したので、被控訴人はAにその支払いを請求していたが、訴外会社はその支払いをすることができなかつたので、Aならびに訴外会社の取締役の一員である時代理人ではA等に対し、本件宅地を既に期限の到来した訴外会社に対し、本件宅地を既に期限の到来した訴外会社に対し、本件宅地を既に期の到来した訴外会社に対して被控訴人の代理人ではA等に対し、本件に対し、本件に対し、所有権を力の所有権を力の代物有目の代別を表示をなしたこと、その際、Aは本物件は一人の行政を有対の行政を表示をなしたことが際、Aは本物件はでは自由の主には、結局右等の買戻結構の行政をでいたと言希望を容れ、方式でに関東しの申入れがもといいにもいるにある。ことが認められ、右認定を覆えずに足る証拠はない。しかしたまでは、おはないのでは、方式を設定をである。

て、その際Aが控訴人を代理して右予約完結の意思表示を受領すべき権限を有していたと認むべき明確な証拠は存しないのであるが、被控訴人の代理人C及び被控訴人はAが右代理権を有することを信じ、かつ、そのように信ずるにつき正当な事由があつたと認むべきことについては、前記一の予約について説示したとおりである。

控訴人は同年八月当時本件物件の市価は三〇〇万円であつたから、五五万円の手形債務の支払いに代え本件物件の所有権を取得するのは暴利行為で公序良俗に反し、かつ権利の乱用として無効である旨主張するけれども、予約について判断したところと同様の理由によつて右主張は採用することができない。

<u>そうすると、被控訴人は右代物弁済の予約完結の行使により本件宅地に対する所</u>

有権を取得したものといわなければならない。

四、控訴人は、本件物件の所有権取得登記に使用された控訴人の委任状、印鑑証明書はその目的で交付したものでないと主張する。しかし、たとえ、右書類が右所有権取得登記に使用のため交付せられたものでないとしても、よつてなされた登記が被控訴人の実体的権利関係に合致する以上、その抹消を求める本訴請求は理由がない。

以上により、右と同旨の原判決は相当であるから、民訴第三八四条、第八九条を 適用して主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 平峯隆 裁判官 大江健次郎 裁判官 北後陽三)